

新型コロナウイルス感染症対策資金のご案内

県では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている県内中小企業者等の皆様の事業活動を支援するため、実質無利子・無担保の「新型コロナウイルス感染症対策資金（災害関連対策資金）」を実施するとともに、同資金を利用する際の信用保証料を全額補助します。

1 融資対象者

県内に事業所を有し、愛媛県信用保証協会の定める保証対象業種に属する事業を営む法人又は個人であって、中小企業信用保険法の規定に基づき、市町長の認定を受け、次の各号のいずれかの保証を利用する方

- (1) セーフティネット保証4号（売上高が前年同期比▲20%以上等）
- (2) セーフティネット保証5号（不況業種で売上高が前年同期比▲5%以上等）
- (3) 危機関連保証（売上高が前年同期比▲15%以上）

○各保証の詳細については、中小企業庁のHPをご確認ください。

⇔ [セーフティネット保証](#) 🔍 [検索](#) ⇨

2 融資条件

	① 全国統一枠	② 県独自枠
対象となる方	「1 融資対象者」のとおり	「1 融資対象者」のうち、①の「 利子補給対象者 （※1）」に該当しない方
資金使途	運転資金・設備資金	運転資金
融資限度額	6,000万円	5,000万円 ただし、①とあわせて6,000万円以内
融資期間 (うち据置期間)	10年以内(5年以内)	7年以内(1年以内)
融資利率	年1.0%	利子補給対象者(※1) 《無利子・無担保》 3年間:年0% 4年目以降:年1.0% 《実質無利子(市町連携※2)》 3年間:年1.0% ⇒ 0% 4年目以降:年1.0%
保証料率	年0.425~0.525%	0%《保証料のご負担はありません》

○借換えについては、お問い合わせください。

※1 個人事業主(事業性のあるフリーランスを含み、小規模に限る。)及び売上高が前年同期比▲15%以上の小・中規模事業者が該当します。

※2 「②県独自枠」の実質無利子(市町連携)では、県と市町からそれぞれ0.5%(計1.0%)の利子補給が受けられます。県分は融資時に利率を引き下げますが、市町分は市町が指定する金融機関で同様に利率を引き下げの場合、事業者が一旦利子を支払ったうえで、後日、市町が利子相当額を補助する場合があります。

詳しくはこちら(県HP)



3 取扱金融機関 (融資の相談・申込み)

伊予銀行、愛媛銀行、愛媛信用金庫、東予信用金庫、川之江信用金庫、宇和島信用金庫、商工組合中央金庫松山支店、中国銀行、広島銀行、山口銀行、阿波銀行、百十四銀行、四国銀行、徳島大正銀行、香川銀行、高知銀行、観音寺信用金庫、みずほ銀行、三井住友銀行

4 取扱期間 **令和3年3月31日まで**

※ 関係予算が成立した場合、「①全国統一枠」については、上記期間中に保証申込を受け付けたものに限り、取扱期間が令和3年5月31日までとなる予定です。

○融資及び保証については、金融機関及び信用保証協会による審査の結果、ご希望に添いかねる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

【制度に関するお問い合わせ先】

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課金融係
TEL:089-912-2481 FAX:089-912-2479

愛媛県信用保証協会業務統括部企業支援課
TEL:089-931-2114 FAX:089-931-1026